

周南市小規模・中小企業経営改善資金支払利息補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大防止及び感染症による生活・経済への影響緩和を緊急的に図るために、周南市小規模・中小企業経営改善資金（以下「経営改善資金」という。）を利用する事業者に対し、予算の範囲内で周南市小規模・中小企業経営改善資金支払利息補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 経営改善資金の利用が決定したものをいう。
- (2) 支払利息 経営改善資金の利用に当たり、据置期間中に事業者が取扱金融機関に支払うこととなる利息をいう。
- (3) 取扱金融機関 周南市中小企業振興融資制度要綱（平成15年周南市要綱第143号）第5条第1項に定める金融機関をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる支払利息は、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に、融資実行となった経営改善資金に係るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の支払利息の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、周南市小規模・中小企業経営改善資金支払利息補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）（以下「交付申請書兼請求書」という。）を、取扱金融機関を経由し、令和3年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 交付申請書兼請求書を受け取った取扱金融機関は、融資実行の内容を確認の上、

市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び交付を行い、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請した事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

周南市小規模・中小企業経営改善資金支払利息補助金
交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 周 南 市 長

申請者 住所又は所在地

事業者名

氏名又は代表者名

印

下記とおり、周南市小規模・中小企業経営改善資金支払利息補助金の交付を申請します。
なお、交付決定された場合には、資金運用口座に振込みしてください。

記

1 活用資金	周南市小規模・中小企業経営改善資金（運転資金）
2 融資実行日	年 月 日
3 据置期間	か月
4 据置期間中の 支払利息の額	円
5 補助金申請額 (上記4の額)	円

【添付資料】 1～4の内容が確認できるもの

6 資金運用口座（主として利息支払に使用する口座）

① (カナ) 口座名義				

② 金融機関		銀行・信用金庫 中央金庫		本店・支店
③ 預金種別	普通 ・ 当座 (いずれかに○)			
④ 口座番号				

上記の内容について、確認しました。

年 月 日 (取扱金融機関)
(代表者名)

印

周南市小規模・中小企業経営改善資金支払利息補助金
交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

周南市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり交付
することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金の名称 周南市小規模・中小企業経営改善資金支払利息補助金
- 2 補助金の額 円
- 3 補助金支払口座 周南市小規模・中小企業経営改善資金運用口座